

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・三越伊勢丹グループ労働組合を構成する企業における直接雇用従業員 ・育児・介護休業中（または休職中）も対象となります <p>※ただし、アルバイトと学生は対象外とする</p>
補助額	<p>組合員：総額に対して1/2 年間利用上限40,000円/人 非組合員：総額に対して1/4 年間利用上限20,000円/人</p> <p>・「組合員」「非組合員」についての取り扱いは申請時点とし、年度中に変更があった場合は組合員上限を適用</p>
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・受験・受講ともに領収書をもって申請を受け付け（可否・受講修了したかは問わず） ・申請受付累計期間は毎年4月1日～翌年3月31日（年間利用上限に達するまで何回でも申請可能） ・厚生労働省教育訓練給付制度との併用可 ※別途手続きが必要なため申請前に組合に要連絡 ・自己啓発支援制度申請書【申請書に記入された日】より遡って1年以内の本人名義【フルネーム】の領収書 ※クレジットカード支払い（紙）の領収書の場合は、但し書きに必ず「クレジットカード利用」と記載必要 ・資格・講座の受験料・受講料（国家資格、公的資格、民間資格、厚生労働省教育訓練制度の資格・講座 ビジネススクール、趣味・カルチャースクール等、自己啓発セミナー） ・資格登録料（受験料と一緒に申請が条件） ・テキスト代（購入しないと受験・受講出来ない場合のみ） ・教材費（受講料）と一緒に申請が条件 <p>※IMGU で団体の存在が確認できるものに限る（例：ホームページで検索出来る団体等）</p>
補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・入社前および組合加入前の受講や資格取得については対象としない ・資格の更新料（運転免許等）および取得した資格の更新のための受講は対象としない ・定期購読代は対象外となっております ・参考書代、問題集代は対象としない ・受講の際の交通費は対象としない
申請方法	<p>【2021 年度 10 月 1 日よりメールでの申請方法が出来るようになりました！！】 下記のメールアドレスにメールで送ってください</p> <p>jikokeihatsu@imgu.or.jp</p> <p>【申請手順】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%; background-color: #f9f9f9;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">① 必要書類揃えます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新申請書(HP より) ・領収書 (本人名義フルネーム) ・資格、講座名と金額 (領収書内訳)分かる資料 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%; background-color: #f9f9f9;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">② 申請書類を送る</p> <p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px;">メール送信</p> <p>領収書が PDF データの場合にはメール送信可、紙の場合には原本送付が必要</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid #ccc; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 30%; background-color: #f9f9f9;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">③ 給付金を受け取る</p> <p>組合自己啓発担当 確認後、本人口座へ振込</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※従来の送達方法や持参も申請可能</p>
支給方法	<p>・申請書類が組合へ月末までに到着の場合、組合会計から本人名義口座へ不備がなければ翌月 20 日を目標【不備があれば翌々月 20 日】に振込となります</p>
問合せ先	<p>三越伊勢丹グループ労働組合本部 自己啓発支援制度担当</p> <p>〈住所〉〒160-0022 東京都新宿区新宿 5 丁目 17 番 18 号 H&I ビル 1F</p> <p>(メール) jikokeihatsu@imgu.or.jp 〈電話〉内線：801-23-911 外線：03-5273-5165</p>